

件名: vol.012 2016年12月5日配信 年末調整のマイ
ナンバー

■□—————□
■
林真一税理士事務所 メールマガジン 2016年12月5日配信
■□—————□ vol.012

みなさん こんにちは！

いよいよ12月・師走です！！
寒さも本格的になってきましたね・・・
早いもので今年も残り1か月をきりました。

まだ年末感はないのですが、年末に向けて忘年会やクリスマス等々、
イベントが盛沢山ですね・・・
さらには、クリスマスが終わるとすぐにお正月の準備と、
バタバタと過ごしているうちに、毎年のことながら
12月はあっという間に終わってしまうことと思います・・・

今年一年を振り返ると、当事務所では今年からメルマガをスタートし、
今回でちょうど1年を終えることが出来ました。
来年も税務やパソコンなどのちょっとしたお役立ち情報や豆知識等々を
配信してまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、こんなことを取り上げて欲しい～といったご意見や
ご感想などがありましたら引き続きお寄せ下さい。
お待ちしております。

インフルエンザも流行っているようです。
体調管理にはくれぐれも気を付けて、2016年を締めくくりましょう！！

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように
心掛けていきたいと思えます。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

パソコン訪問指導をいたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

本日のお題： 年末調整のマイナンバー

今月は、一番旬な話題についてお話ししたいと思います。

今年の年末調整から、マイナンバーが加わってきました。

マイナンバーとはなんぞや・・・??

簡単に表現すると、国民一人一人に番号をつけて、
国が色々な面で管理することです。

色々な面とは、国にとって有利なことと、国民にとって有利なこととあります。
ここでは詳細は割愛させていただきたいと思いますが、
実際はどちらに有利なのでしょう・・・?

参考)

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/point/>

さて、ここからは年末調整のマイナンバーに的を絞り、
皆さんに必要な部分だけ、現時点で私が知っている内容を
簡単にお知らせいたします。

(尚、事業者の立場での説明となります。)

① 平成29年分扶養控除等申告書について

事業所とは、個人事業者、及び会社とします

事業所 法人番号か個人番号を記入
従業員 自身のマイナンバーを記入
控除対象扶養者のマイナンバーも記入
(15歳未満の税務上扶養に入らない子のマイナンバーも記入必要)

※注意点

- 1) 本人確認は、免許証のコピーと通知カードのコピーを受領することが簡単です
(マイナンバーカードのコピーでもよいです)
- 2) 扶養者の確認は、事業所は不要です(従業員がします)
- 3) 法律が変更になっていて「マイナンバーの省略」ができる場合がありますが、
今回は記入していただいた方がよいです

② 源泉徴収票について

今回から大きさが変更になっています

※注意点

- 1) 税務署、市役所に提出する場合は、マイナンバーは記入します
(事業所、従業員とも)
- 2) 従業員に渡す「控え」は、マイナンバーは記入しません(事業所、従業員とも)
(源泉徴収票にテスト書きしてみてください。4枚複写になっていますので、
どの用紙にマイナンバーが写るか確認してください)

③ 給与所得者の保険料等控除、配偶者特別控除、申告書について

従業員のマイナンバーは記入しません
個人事業者のマイナンバーは記入しません
会社の法人番号は記入します

④ 保管について

本人確認のコピーは、紛失、他の人に見られないよう、に管理すること
失敗した源泉徴収票などは、ゴミ箱に捨てず、シュレッターで処分すること

以上、ご参考いただければと思いますが、
一番大事なことは、
マイナンバーがなくても税務署、市役所は、受け取ってくれます。

参考)

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQindex.htm>

<<8月号メルマガの訂正のお知らせ>>

8月号メルマガの末尾の「補足」について訂正させていただきます。

誤：再取得価額 → 正：再調達価額
となります。

ちなみに、再取得価額とは「同じものを今、新品で買った場合の金額」のことです。
申し訳ございませんでした。

それでは、次回もまたお楽しみにしてください！！

■ご友人、知人にもこのメルマガをご紹介頂ければ、幸いです・・・
ご希望の方はお手数ですが、「メールマガジン希望」とご入力いただき、
ご紹介者のお名前とメールアドレス
をこちらにお送りください。

↓↓↓
mikiko-rin@zm.commufa.jp

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、
こちらにお送りください。

↓↓↓
mikiko-rin@zm.commufa.jp

林 真一 税理士事務所
パソコン会計スクール
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号

TEL : 058-248-2992
E-mail : s_h@xb4.so-net.ne.jp
